

歯科医師臨床研修施設[相当大学病院]
研修管理委員会 委員長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について

平素より、歯科医師臨床研修の円滑な実施にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、歯科医師臨床研修予定者(以下「研修予定者」)の受入れについては、「歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について」(平成25年1月4日付け厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡)による運用が行われているところですが、昨今の歯科医師臨床研修施設[相当大学病院]の研修予定者の受入れ状況等を考慮し、来年度以降、当分の間の研修予定者の受入れに関しても、引き続き下記の取扱いをしても差し支えないこととなっていることから、歯科医師臨床研修施設[相当大学病院]の研修管理委員会委員長におかれましては、本対応について改めてご承知いただくとともに、研修予定者等にご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 研修予定者の異動・受入れについては、別添1に示す取扱いを行って差し支えないこと。
なお、本取扱いを検討する際は、研修予定者の意思を最優先に、協議を進めること。
2. 上記1の場合や国家試験合格後に受入れ施設が決定した場合において、臨床研修施設の採用手続き等により研修開始が遅延した日数は、研修休止期間として扱うこととして差し支えない。ただし、当該遅延期間は研修休止期間として定められた45日に含まれる。なお本取扱いを運用できる事例は、概ね4月15日までに研修が開始できる事例とすること。
3. 本対応の実施にあたっては、別添2合意書及び別添3報告の書類を臨床研修施設を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

なお、上記とは別に、歯科医師臨床研修施設[相当大学病院]の研修管理委員会は、臨床研修施設群を構成する臨床研修施設の人員配置の状況など、研修が適切かつ円滑に実施されているかについて、随時情報収集に努めてください。

<歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について>

下記の要件を満たす受入施設、マッチ施設および研修予定者の三者が、研修プログラム開始までの間に、書面(別添2)により合意に達した場合は、歯科マッチングの結果に関わらず、受入施設の募集定員を超えない範囲で、マッチ施設から受入施設への研修予定者の異動・受入れを認めることとする。

【本取扱いの対象となる施設・研修予定者の要件】

- ① 受入施設(研修予定者をマッチ施設から受入れて臨床研修を開始する施設)
 - (1) 当該受入施設における全プログラムの募集定員総数が5名以下である。
 - (2) 異動候補である研修予定者の希望順位表登録を行っている。
- ② マッチ施設(歯科マッチングにより、研修予定者が当初マッチした施設)
 - (1) 歯科大学(大学歯学部)附属病院もしくは附属施設である。
- ③ 研修予定者(歯科医師臨床研修を受けようとする者)
 - (1) 受入施設の希望順位表登録を行っている。
 - (2) マッチ施設から受入施設へ異動する意思がある。

(留意事項)

受入施設における研修プログラムの運用等、本対応について疑義が生じる場合は、事前に厚生労働省医政局歯科保健課(03-3595-2205)までご相談ください。

なお、上記とは別に、歯科医師臨床研修施設[相当大学病院]は、D-REIS の空席情報等を速やかに更新するなど、臨床研修の運営に支障を来たさないように対処してください。

(別添2)

令和 年 月 日

厚生労働省医政局歯科保健課 御中
歯科医師臨床研修マッチング協議会 御中

令和 年度の歯科医師臨床研修予定者の受入れに 関する対応について (合意書)

我々は、厚生労働省医政局歯科保健課発の事務連絡「歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について」に基づき、マッチ済みの臨床研修施設以外の臨床研修施設で歯科医師臨床研修を行うことを合意した。

歯科医師臨床研修医*1 印

研修管理委員会委員長*2 印

研修管理委員会委員長*3 印

*1:新規受入予定者

*2:上記(*1)の者が当初マッチしていた受入施設の研修管理委員会委員長

*3:上記(*1)の者を新たに受け入れることとなった施設の研修管理委員会委員長

厚生労働省医政局歯科保健課 御中
歯科医師臨床研修マッチング協議会 御中

歯科医師臨床研修予定者の受入れについて(報告)

歯科医師臨床研修施設名称： _____

研修管理委員会委員長： _____

厚生労働省医政局歯科保健課発の事務連絡「歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について」に基づき、他臨床研修施設にてマッチ済みの臨床研修歯科医を受け入れたく、下記のとおり報告します。

	当初受入予定者に関する情報			新規受入予定者に関する情報			
	氏名	マッチ済みプログラムに関する情報		氏名	歯科医籍登録番号	マッチ済みプログラムに関する情報	
		研修プログラム番号	研修プログラム名称			研修プログラム番号	研修プログラム名称
1							
2							
3							
4							
5							

【記入例】

(別添3)
令和 年 月 日厚生労働省医政局歯科保健課 御中
歯科医師臨床研修マッチング協議会 御中

歯科医師臨床研修予定者の受入れについて(報告)

歯科医師臨床研修施設名称：A病院

研修管理委員会委員長：歯科 一郎

厚生労働省医政局歯科保健課発の事務連絡「歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応について」に基づき、他臨床研修施設にてマッチ済みの臨床研修歯科医を受け入れたく、下記のとおり報告します。

seq	当初受入予定者に関する情報			新規受入予定者に関する情報			
	氏名	マッチ済みプログラムに関する情報		氏名	歯科医籍登録番号	マッチ済みプログラムに関する情報	
		研修プログラム番号	研修プログラム名称			研修プログラム番号	研修プログラム名称
(例)*	厚生 太郎	111111001	A病院単独型プログラム	労働 花子	999999	222222002	B病院管理型プログラム
1							
2							
3							
4							
5							

* B病院に決まっていた労働花子をA病院に受入れる例です。

* A病院単独型プログラムの研修管理委員会委員長が歯科一郎です。

研修予定者の異動・受入れに関する流れ

(参考1)

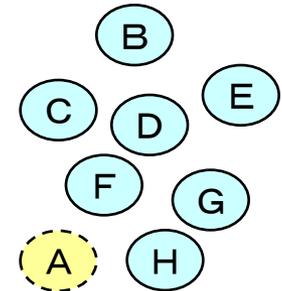
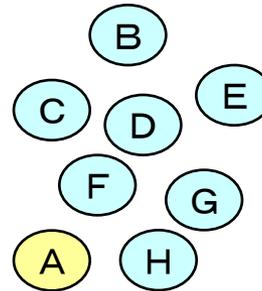
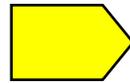
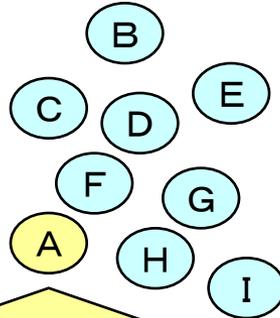
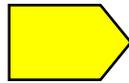
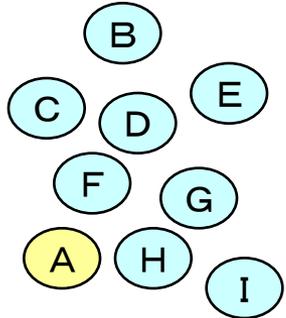
マッチ施設(大学歯学部、歯科大学附属病院)

希望順位登録時

マッチング発表時

国家試験発表時

臨床研修開始時点



研修予定者Aはマッチ施設にマッチ

研修予定者Aの異動について施設間、研修予定者と協議

三者合意
研修予定者Aの異動

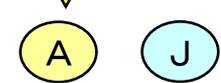
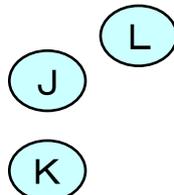
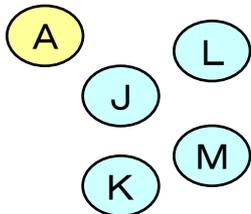
受入施設(募集定員総数が5名以下の病院歯科等)

希望順位登録時

マッチング発表時

国家試験発表時

臨床研修開始時点



募集定員: 3名

欠員: 2名

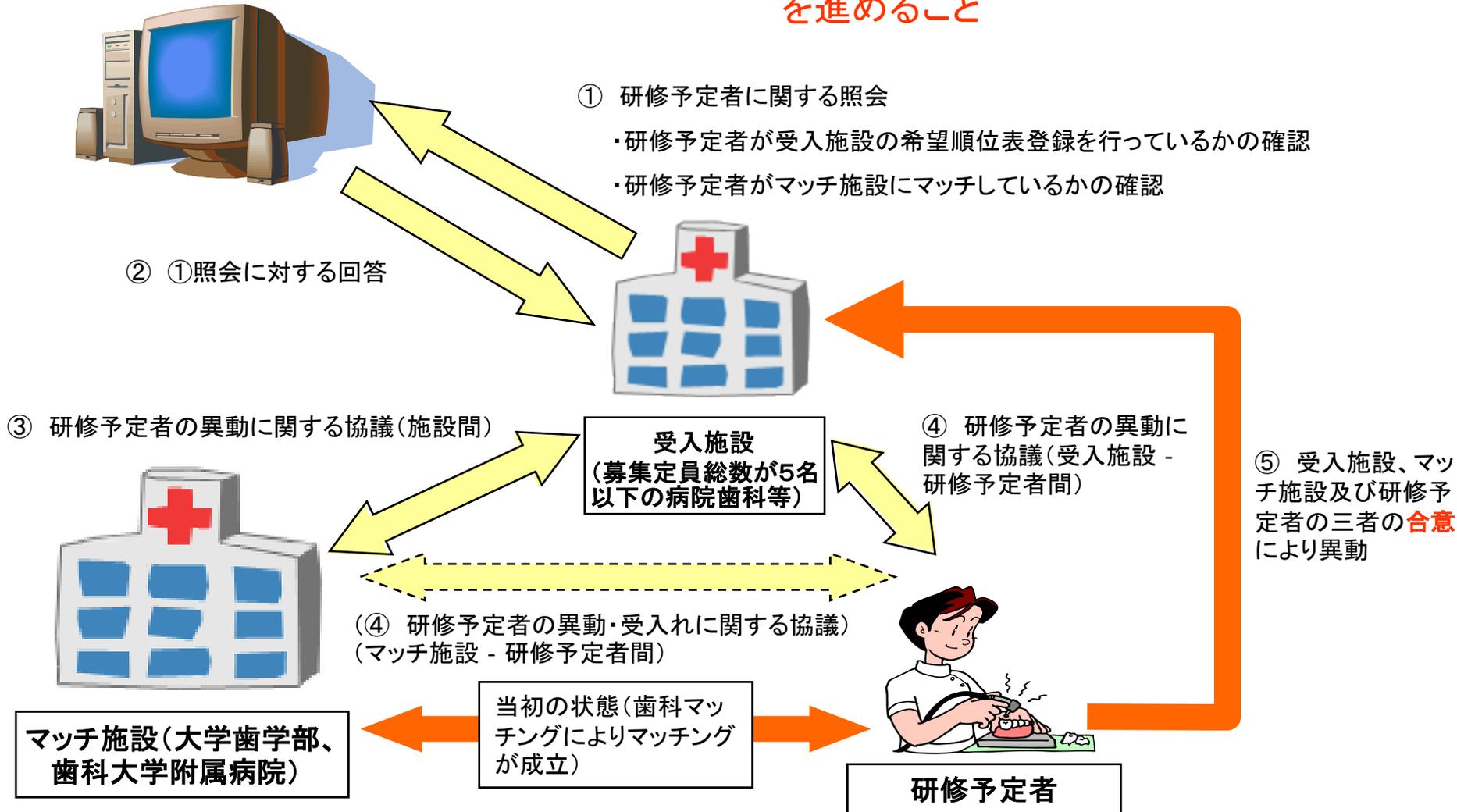
受入数: 2名

研修予定者の異動・受入れに関する手続き

(参考2)

歯科マッチング協議会事務局

※研修予定者の意思を最優先に手続きを進めること



歯科医師臨床研修予定者の受入れに関する対応に関するQ&A

	No	質問	回答
全般	1	本取扱いの趣旨は。	本取扱いは、歯科医師国家試験不合格等により、研修予定者を受入れることができなくなった募集定員が少数である受入施設に対して、マッチ施設から研修予定者を異動させることで、受入施設の臨床研修の実施に支障を来さないようにするものです。 本取扱いの実施に際しては、受入施設、マッチ施設および異動候補者である研修予定者の三者の合意が前提となります。(参考1、2)の流れや手続きも参考にしてください。
施設	2	マッチ施設において、すでに群内マッチングなどで協力型臨床研修施設が決定されている場合はどのように対応すればよいか。	マッチ施設が当該協力型臨床研修施設に対して経緯を説明し、了解が得られた上で、協議を進めてください。
	3	異動についての最終的な判断はどこで行えばよいか。	受入施設およびマッチ施設の研修管理委員会でそれぞれ協議し、研修予定者との合意をもって最終的な判断としてください。
	4	受入施設の具体的な施設要件は。	受入施設の要件は、当該施設における全ての研修プログラムの募集定員総数が5名以下である施設が対象となります。
	5	受入施設に該当するのは、どのような施設が考えられますか。	病院歯科、医学部附属病院および歯科診療所等、募集定員が少なく、かつ歯科マッチングに参加している臨床研修施設です。
	6	複数の研修プログラムをもつ臨床研修施設の場合、募集定員は当該施設の募集定員総数が概ね5名以下なのか。もしくは研修プログラムごとに判断するのか。	当該施設の全研修プログラムの募集定員総数です。
	7	歯科マッチングに参加していない臨床研修施設は本対応の対象にならないことと判断してよいか。	貴見のとおりです。

	8	研修予定者の異動については、マッチ施設と受入施設が直接協議を行うのか。	マッチ施設と受入施設とで直接協議を行ってください。なお、協議に際しては、異動候補者である研修予定者の意志が最優先となります。
	9	研修予定者への協議はどの時点で誰が行えばよいか。	最終的に異動の意志が書面(別添2)により担保されればどの段階で協議を行っていただいても構いません。基本的には、受入施設に所属する者が協議を行い、必要に応じてマッチ施設に所属する者もその協議に参画してください。(参考2)をご参照ください。
研修 予 定 者	10	研修予定者の希望順位表登録の有無はどのように確認すればよいか。	歯科医師臨床研修マッチング協議会の事務局(Tel: 03-3262-6361)に照会を行ってください。
	11	受入施設で複数の研修予定者を候補とした場合、受入施設の登録順位上位を優先するのか。それとも研修予定者の登録順位を優先とするのか。	受入施設の登録順位を優先してください。
	12	複数の受入施設が同じ研修予定者を候補とし、かつ希望順位も同じであった場合、どちらの登録順位で選定するのか。	この場合は、受入施設の希望順位を基準にするのではなく、研修予定者の意志を尊重してください。
	13	研修予定者は受入施設の研修歯科医の採用試験を受験している必要があるか。	本取扱いの要件として、マッチ施設と受入施設の両施設が異動候補者である研修予定者の希望順位表登録を行っていることが前提となりますので、受入施設においても、研修歯科医の採用試験は受験していると判断されます。
そ の 他	14	補助金の対象人数や対象月数の取扱いはどうするのか。	研修予定者が最終的に歯科医師臨床研修を開始した施設において、計上してください。